

現在の中国の言語文字政策

大阪外国语大学 胡士雲

一. 概 説

中国はあわせて56の民族を擁する多民族国家であるが、そのうち漢民族が総人口の94%前後を占めている。そこでこの漢民族を主体民族とみなし、他の民族を少数民族と称している。また中国は多言語国家でもあり、中国国内で使用されている言語は八十数種にのぼる。これらの言語は大きく五つの語族に分けられるが、シナ・チベット語族に属する言語が最多で五十数種ある。同時に中国は多文字国家でもあって、およそ半分にあたる民族が正式に使用している文字が31種あり、このほかに非正式のものや、もはやすでに使用されていない文字などが若干ある。

漢語（“汉语”）は全国通用語であって、ほかの言語はそれぞれの少数民族内で用いられてはいるが、回族、満州族、土家族、畲族などは漢語を主要言語としている。使用人口の多い少数民族言語にチワン語、ウイグル語、彝語、苗語、チベット語、モンゴル語、布依語、朝鮮語などがある。また、漢字は全国通用の文字で簡体と繁体の区別があり、このほかにアルファベットを用いる漢語ピンイン（“汉语拼音”）がある。使用人口の多い少数民族文字にチベット文字、モンゴル文字、ウイグル文字、チワン文字、朝鮮文字などがある。

漢語には共通語（“普通话”）と方言の区別がある。共通語は「北京語音を標準音とし、北方

方言を基礎方言とし、典型的な現代白話文著作を文法規範とする」ものである。漢語の方言は、北方方言、吳方言、湘方言、粵方言、客家方言、閩方言、贛方言の七大方言に分けられる。方言間の差は非常に大きく、ある方言間では相互の意志伝達が不可能であるし、たとえ同じ方言区にあっても各小方言区のあいだには少なからざる差異が存在する。

これが目下の中国における複雑な言語文字の現状である。

複雑な言語文字にくわえて莫大な人口と広大な領土を擁することは、中国の言語文字政策にきわめて大きな意義をあたえている。中国の言語文字に関する政策はおよそ二つに分けられる。その一は漢語に關係するもので、その二は少数民族の言語文字に關係するものである。漢語、漢字は中国の主たる言語と文字であり、全国的に通用するものであるから、本論ではこの二つをめぐって中国の言語文字にかかる政策を紹介したい。（少数民族に対する言語文字政策の基本原則は、各少数民族にはそれぞれの民族語と文字を使い發展させる自由を認めている。具体的な政策は、国家民族事務委員会により制定と実施がなされている。）

中国政府は言語と文字にかかる政策の制定と実施を常に重視してきている。1992年11月16日、國務院は『国家言語文字工作委員会の「目下の言語文字事業に関する指示」についての通達』において、「言語文字にかかる事業は国家統一、民族団結、社会発展、国際交流に影響

を及ぼす。言語文字の規範化、標準化を実現させることは教育の普及、科学技術の発展、労働能率の向上にかかわる基礎事業であり、社会主義の物質文明と精神文明の建設に大きな意義をもつものである」と述べている。このような言語文字政策の制定と実施にあたる政府部門は国家言語文字工作委員会である。これは1954年12月23日に中国文字改革委員会として成立し、のちに1985年12月16日に改名された。その改名の主たる理由は、言語と文字に関する事業範囲と政策をより拡大し、国家の現代化によりいっそう貢献するためであった。

中華人民共和国成立後の言語文字政策は次の前後二期に分けられよう。前期は1955年に開催された全国文字改革会議と現代漢語規範問題学術会議をメルクマールとする五十年代から1985年までである。後期は1986年1月開催の全国言語文字工作会議に始まり現在に至るまでの新時期である。この新時期は言語文字の規範化と共通語の普及をテーマとする広範囲のものである。本文はこの新時期の言語文字政策に焦点を絞り、次の四点を論じることとしたい。

一、言語文字の規範化と標準化

二、共通語の普及

三、漢字の整理と簡化

四、『漢語ピンイン方案』の普及と応用

二. 言語文字の規範化と標準化

いわゆる規範化と標準化とは、言語と文字の発展変化にもとづいて、合理的な部分や用法を肯定し、各種の基準を設けて社会に広めることを言う。と同時に、言語文字の発展にそぐわない用法などを淘汰することをふくむものである。

言語と文字は社会の各方面に影響を及ぼし、そして誰しもそれから離れられないものである

から、言語文字の規範化と標準化はきわめて重要な仕事である。言語文字を正確に用いることは、社会往来を順調に進めるための前提である。そこで、規範化と標準化のふたつは中国における言語政策の中枢をなしてきた。1951年6月6日『人民日報』は『祖国の言語を正しく用い、言語の純潔と健康のために闘おう』と題する社説を発表し、1955年10月26日には『漢字改革を推し進め、共通語を普及させ、漢語の規範化を実現すべく努力しよう』という社説を再発表した。新時期の言語政策は規範化と標準化をあらためて首位に置き、それが経済効率、労働能率などに關係し、国家と民族の精神性と文化度に影響するとしている。

言語文字の規範化と標準化は下の二つに分けられる。一つは、使用上の管理を強め、必要におうじて行政的な干渉をおこなうこと。二つには各種の規範を定めて社会の便に供すること。この二つは緊密な関係にある。管理を強めるのは規範と標準をよりよく推し進めるためであり、規範や標準を定めるのは管理をより効果的におこなうためにはかならない。次に具体例をあげて説明してみよう。

(一) 使用文字の管理

ここ十年来、繁体字を乱用したり、勝手な簡体字や誤字を使うなど使用文字における非規範的現象が目にあまるようになってきた。これらはコミュニケーションの阻害となり、言語文字政策の実行に大きな影響を及ぼしている。この状況に対して国家言語文字工作委員会と関係諸機関は1986年より大都市を中心に公共の場所や街頭の用字状態を調査し、政府の名で非規範字の使用を改めるよう指導している。1992年10月までの北京など主要十都市における調査結果によつて、広告板や宣伝欄、バス停や商店名などに使われていた誤字や繁体字は正しい簡体字に

改められている。また、国家言語文字工作委員会と国家体育運動委員会の連名で『各種スポーツにおける正確な漢字とピンイン表記』を発布し、行政的な手段を通じて大小の全国的スポーツ大会での漢字と漢語ピンインの正しい使用法を求めている。

使用文字の管理の重点は出版物にある。その用字が規範的であるために、国家言語文字工作委員会は新聞出版署との連名で『出版物における漢字使用の管理規定』（1992年）を発布し、全ての出版物は「規範漢字を用い、非規範字は用いないこと」を求めている。台湾、香港、マカオ地区および海外の諸地域で発行される出版物については「簡体字を使用できる場合は全て簡体字を使用することとし、繁体字版のものを出す際は新聞出版署の批准を得ること」としている。ここで何を規範字とし何を非規範字とするかについて、この『規定』では次のように定めている。まず、規範字とは、「1986年10月に國務院の指示により国家言語文字工作委員会が新たに発表した『簡化字総表』に収められた簡体字と1988年3月に国家言語文字工作委員会が新聞出版署との連名で発布した『現代漢語通用字表』に収められた字」である。いっぽうの非規範字とは、「『簡化字総表』においてすでに簡化されている繁体字、1986年に国により廃止が発表された『第二次漢字簡化方案（草案）』内の簡体字、1955年に淘汰された異体字（その内1986年に『簡化字総表』に収められた十一個の簡体字と1988年に『現代漢語通用字表』に収められた十五字は異体字とはしない）、1977年に廃棄された計量単位の旧訛字、乱造された簡体字と1965年に廃棄された旧字形」である。国家言語文字工作委員会と新聞出版署はこの『規定』を発布すると同時に、新聞や雑誌への校正に対してきびしい規定をくわえている。

公けに出版されるものが規範字を用いること

は基本的な要求ではあるが、次に述べるような特殊な状況下では事情がことなる。『出版物における漢字使用の管理規定』では次の場合、規範字以外の漢字を使用することをみとめている。

（1）古典籍の整理、出版（2）書道芸術の作品（3）歴史や文化についての学術研究や辞書類（4）関係機関の許可を得て複製コピーされた台湾、香港、マカオや海外諸地域発行の中国語出版物など。

（二）共通語における異読語の審音

ここに言う異読とは、同じ文字でありながら異なる単語の中でちがう発音をすることを言う。たとえば“臭”的字は“臭味、臭氣、臭豆腐、臭名远扬、遺臭万年”などの語中ではchòu読むが、“乳臭、銅臭、无色无臭”などの語中ではxiùと読む。また、“落”的字は“落实、落魄、落花生、着落、下落”などの語中ではluòと読み、“落架、落忍、落色、落枕”ではlào, “丢三落四、落前落后”ではlàと読むことなどである。異読には各種各様あるが、現在すでに意味の区別やそのほかの作用をうしなってしまった存在意義のないものは整理をくわえ規範的な発音をあきらかにする必要がある。1956年1月に中国科学院言語研究所は共通語審音委員会をもうけ、1957年から1962年まで三度に分けて『普通話異読語審音表初稿』を発表し、1963年それをまとめて『普通話異読語三次審音総表初稿』とした。1982年6月には共通語審音委員会を再結成し、1985年12月に国家言語文字工作委員会、国家教育委員会、放送テレビ省の連名で『普通話異読語審音表』を公布した。この『審音表』は言語自身の発展規律にのっとっていくつかの字の存在意義をうしなった読音を消去したものである。たとえば、“呆”的字は“呆板”ではáiと読み、他の場合はすべてdāiと読んでいた。そこで『審音表』はáiの読みを

とりけし、dāiに統一したため“呆板”はdāi bǎnと読むこととなった。また、“寻”は“寻思”ではxínと読み、他はxúnと読んだが『審音表』はxínの読みをとりけしてxúnに統一したので、“寻思”的読みはxúnsiとなった。さらにまた、“妨”には“不妨、任妨、无妨”でfāngと読み、“妨碍、妨害”でfángと読む二つの読みがあったが、この二音に意味の差がないため『審音表』はfāngの読みをとりけしてfángに統一することとなった。

上に述べた二つの例がしめすように、言語文字の使用を管理することとその標準を定めることはおたがいに深く関連し、補いあうものである。また科学技術の発展とコンピューターの幅広い応用にともなって、コンピューター用字に統一基準が必要となった。そのため国家言語文字工作委員会と国家技術監督局、機械電子工業省などの部門から『情報交換用漢字コード集・基本集』(1981)、『第二補助集』『第四補助集』(1986)、『情報処理交換用漢字15×16, 24×24ドットモデル集およびデータ集』『情報処理交換用漢字32×32ドットモデル集およびデータ集』など十数種の漢字ドット字形の国家基準や国際基準が公布された(1985—1990)。上に挙げた文献のほかに、新中国成立以降に公布された重要な基準として次のようないものがある。『第一次異体字整理表』(1955)、『印刷通用漢字字形表』(1965)、『計量単位名称統一用字表』(1977)、『地名用字についての若干の規定』(1987)、『放送、映画、テレビに用いる正しい言語文字についての若干の規定』(1987)、『企業、商店の商標、包装、広告などに用いる漢字と漢語ピンインについての若干の規定』(1987)、『現代漢語常用字表』(1988)、『漢語ピンイン方案』(1958)、『漢語ピンイン正書法の基本規則』(1988)、『中

国人名の漢語ピンイン綴り法』(1976)、『中国語の書物刊行物の漢語ピンイン綴り法』(1982)、『中国各民族名のローマ字綴り法とイニシャル』(1982)、『中国地名の漢語ピンインによる綴りかたの規則』(1984)、『標点符号の用法』(1990)、『出版物における数字の用法についての試行規定』(1987)。(なお、ここで記した年号はすべて最も新しい発布時期を記している。たとえば、『標点符号の用法』は1951年にはじめて発布され、1990年に新たに発布しなおされている。)

三. 共通語の普及と推進

中国の方言は非常に複雑で、方言どうしの差も大きく、ことなる方言区の人々、とりわけ南方の人々のあいだではコミュニケーションに大きな困難をともなっている。政治や経済、文化の発展に応じるためにには、全国に通用する標準語であるところの「共通語」(“普通话”)を定めなくてはならない。1956年1月28日、國務院は中央共通語推進工作委員会の設立を決定し、陳毅副総理が委員会主任となった。同年2月6日、國務院は『共通語普及に関する指示』を発し、毛澤東主席と周恩來総理も相前後して共通語学習についての指示を出している。1982年改訂の『中華人民共和国憲法』には「国が全国に通用する共通語を普及させる」と明言されており、1986年『中華人民共和国義務教育法』にも同様の内容がもりこまれている。多くの行政機構も通達を発し、各部門が共通語を普及するよう求め、具体的な規定をくだしている。とりわけ国家言語文字工作委員会(文字改革委員会を含む)はこの政策を推しすすめ、人々に周知させるべく、大量の仕事をおこなってきている。

共通語普及の方針は、「強力に提唱し、重点的に推しすすめ、徐々に普及させる」というも

のである。これは五十年代に決まったものであるが、新時期においてもこの方針にしたがっている。ここで言う強力な提唱とは、広く宣伝をおこない、方言の意識をとりのぞいて皆が共通語を話そうという状態をこしらえることである。重点的な推進とは、重点的な地域や部門を指定することで全社会に対する共通語普及の足がかりとするものである。徐々に普及させるということは、共通語の普及という大きな困難をともなう仕事は一朝一夕に成功するものではなく、長期にわたり安定的におこなうべきものであるということである。

共通語の普及には学校と社会の二つのレベルがあるが、そのうち学校は、より基礎的な存在である。1978年8月26日の教育部『学校における共通語と漢語ピンイン教学についての通達』では、「学校は共通語普及の主たる基地であり、教師と学生は共通語の普及と漢語ピンインの推進にとっての大きな力である」と述べている。1955年11月17日に教育部が『小中高および各級の師範学校において共通語を普及させるための通達』を発し、「共通語で教育をおこなうことは教育の水準を向上させるうえでメリットがある。学生も共通語をマスターすることで卒業後も労働に従事するうえで通用することばを身につけることになり、才能を発揮することができる」とのべて以来、学校は共通語普及の重要な拠点である。なかでも中心になっているのは各レベルの師範学校と初中級の学校である。これらの学校の教職員や学生は教室や集団活動の場で共通語を使い、卒業生は共通語と漢語ピンインの教育ができる能力を求められている。

共通語の推進と普及は方言の存在と使用をさまたげるものではないし、ましてや方言を人為的に消滅させようとするものではない。そして、少数民族言語の使用と発展を阻害するものでもない。それは、方言と言語間のみぞを埋めてコ

ミュニケーションに利するためである。

社会の進展について、新時期の共通語普及運動にも新たな内容と目標が生まれてきた。1986年の全国言語文字工作委員会は今世紀内に共通語は「四つのことば」となることを求めている。すなわち、各レベルの学校で教育に用いる「教育用のことば」、各行政機関で用いる「仕事用のことば」、ラジオ、テレビ、映画、舞台で用いる「マスコミ用のことば」、異なる方言区の人々が公共の場で用いる「交際用のことば」である。これはあくまで総括的な目標であって、個々の業種や部用によってことなる要求がある。1992年11月、國務院より下達された国家言語文字工作委員会の『目下の言語文字工作に関する指示』では、「今世紀末までに共通語は都市の幼稚園と郷の中心地における小学校以上の漢語による各授業で用いる教育言語となること、師範学校、小中高校での校内言語となることを求める。各種各類の師範学校（教師の再訓練の任にあたる教育機関と条件を有する民族学校をふくむ）と職業高校の幼児教育科、秘書科、サービス科（旅行業、商業など）は共通語課程を設け、共通語を重要な科目として訓練をおこない厳しく評価しなくてはならない。これに不合格の学生には補習と追試をおこなって合格の後にのみ卒業証書を交付すること。共通語により教育をおこなうことはすぐれた教師の必須条件であり、教育面での評価や優秀教師の選抜、職務評定において考慮されるべきものである。」

「一般社会に共通語を普及するポイントは都市にある……とりわけ党や行政の機関、軍隊やサービス業務にあたる窓口業務である。今世紀末までに、県級以上の役所、団体、事業単位の職員、解放軍の指揮者、公安警察、武装警察の指揮者、検察院、裁判所の職員などは共通語を業務言語とせねばならない。窓口業務にたずさわる職員は共通語を使用言語とせねばならぬ

い。」と述べている。

方言間における差異と社会上の差異の存在によって、共通語の推進と普及は地域、部門、業種、学校、年齢などによりそれぞれ異なる要求がある。そこで、共通語に三つのレベルを設けることになる。第一級は、発音、語彙、文法に誤りの少ないきわめてスタンダードな標準語を話せるレベルである。第二級は、なまりがさほどひどくなく、語彙と文法にもあまりまちがいのないようかなり標準的な共通語を話せるレベルである。第三級はことなる方言区の人でも聞きとれる程度の共通語を話せるレベルである。ここで注意すべきことは、このようなレベル分けは共通語普及という実際的な需要に応じておこなっているものであって、共通語の基準はあくまでも一つしかないことである。

四. 漢字の整理と簡化

漢字は中国の法定文字であり、すでに三四千年の歴史をもっている。漢字はその発展途上においていろいろな原因により複雑な過程を経てきていることは周知のとおりである。新中国の成立後、全民族の文化レベルをすみやかにひき上げるために、毛沢東主席の指示にもとづき中央教育社会教育局に簡化字研究班が成立し漢字の簡化がはじめられた。

漢字の簡化とはすなわち漢字の筆画を減らし異体字を淘汰することであり、これは五十年代における文字改革にとって第一の任務であった。1950年9月に簡化字研究班は1017字を収めた『常用漢字登記表』を編み、数度の修訂を経て1951年に『第一次簡体字表』を編んだ。1952年に中国文字改革研究委員会（1954年、中国文字改革委員会と改称）が成立後もこの事業を継続し、1955年に『漢字簡化方案』を編み、簡化漢字515個と簡化偏旁54個を収めた。1956年1月

28日、國務院は『漢字簡化方案』の公布を決定した。この方案は四度に分けて実施され、現実には517個の簡化漢字が広められた。試用の結果、良好な結果がみとめられ、文字改革委員会は数度にわたる取りまとめと修正をおこなったのち、國務院の批准を得て1964年に『簡化字總表』を出版した。これには簡化漢字と偏旁あわせて2236個を収めている。1955年12月22日、文化省と文字改革委員会は『第一次異体字整理表』を発布し1055の異体字を廃棄した。後に2字が復活したので、実際には1053個の異体字が淘汰されたことになる。

1977年12月20日、文字改革委員会は簡化漢字853字を収める『第二次漢字簡化方案（草案）』を公布した。しかし、この方案は社会的な基礎と充分な研究に欠けており、試用の効果も望ましいものではなかったため、國務院の批准を経て1986年6月に正式に廃止となった。これと同時に、国家言語文字工作委員会は一部分調整をおこなった『簡化字總表』をあらためて発表しなおし、規範となる用字基準とした。

漢字の筆画を減らし異体字を廃棄することだけが漢字の簡化の目的ではない。もちろん漢字の簡化は漢字を排除しようとするものでもない。その目的は、漢字を社会においてより良く使用できるようにすることである。したがって新時期の言語文字政策は漢字の簡化を主たる仕事とはしていないし、『第二次漢字簡化方案（草案）』を廃止して現行の漢字使用を安定させようとしている。

漢字の簡化はまた一面で漢字の整理である。新時期の漢字の整理作業は主に研究的性格が強く、基本漢字と常用漢字を確定したり人名や地名用字の基準を制定したり、筆順や字の内部の構成方式を定めたり、部首の排列や検索法をこしらえるなど漢字の試用面に各種の基準を設けている。

五. 『漢語ピンイン方案』の普及と応用

『漢語ピンイン方案』は、1958年2月11日に全国人民代表大会が公布した漢語を綴り書きするためのルールで「字母表、声母表、韻母表、声調符号、隔音符号」の五部からなっている。

『漢語ピンイン方案』はローマ字を用いるが、その誕生までには歴史的にも長い時間が必要であった。『漢語ピンイン方案』の公布以前には注音字母、国語ローマ字、ウェード式ローマ字などの綴り方があった。（注）

現状によれば『漢語ピンイン方案』は、いまだ完全な文字システムではないし、漢字にかわるようなものでもなく、主として漢語や漢字を勉強したり共通語を普及させたりするうえで助けとなるものである。

『漢語ピンイン方案』は次のような分野ですでに広く応用されている。第一に漢字を読みやすくするために、漢字の読みを表記する。第二に共通語を教える際の道具として、共通語を綴り書きする。第三に少数民族が文字を創作あるいは改革したりするときの共通の土台とする。なお、すでに14の少数民族がこれにもとづいて文字をこしらえている。第四に外国人が漢語を学ぶ際に使用する。第五に外国人の名、地名、科学技術用語を音訳したり外国向けの書物、雑誌、書類などで中国人の名地名を表記する。第六にいろいろな索引を編むときの順序のよりどころとする。第七に指話法のつづりや手旗信号に用いる。第八に電報に用いる。第九にコンピューターのインプットに用いる。

『漢語ピンイン方案』はすでに漢語の綴りかたの国際基準となっている。1978年9月、国務院は『漢語ピンイン方案』による中国の人名と地名のローマ字表記の統一基準を批准した。また、1979年6月15日、国連秘書局は中国の人名

を綴る際に漢語ピンインを採用することを決定した。そして、同年9月には国連地名標準化会議では中国の地名を綴る際に漢語ピンインを採用することをあわせて決定している。1982年には国際標準化機構（ISO）が漢語を綴る際の国際基準として漢語ピンインを採用することを定めている。

政府はひきつづきこの『漢語ピンイン方案』を普及させ試用範囲を広げて、よりすぐれた漢語の表現手段たらしめることを期している。

六. 結び

言語と文字に関する作業はもとより社会性の非常に強いものであるから、国家言語文字工作委員会のような行政機関が指導と監督をおこなうほかにも、そのほかの各レベルの行政機関の強力なバックアップと、全社会的な参加と行動が求められている。そのため、国家言語文字工作委員会の委員は言語研究者のみならず、そのほかの諸行政部門の指導者たちから構成されている。

また、言語と文字にかかわる政策を実施するにはマスコミの宣伝と世論の監督を欠かすことができない。その点で中国のマスコミは多くの有益な役割をはたしてきた。たとえば1991年に『漢字簡化方案』発布35周年と『人民日報』1951年6月6日付けの社説『祖国の言語を正しく用い、言語の純潔と健康のために闘おう』発表40周年を記念して、新聞、ラジオ、テレビなど多方面にわたって言語文字政策を宣伝した。またたとえば、しばらく前の一時期、文学作品のなかで文語や方言を乱用したり、好き勝手に省略したり乱造したことばを使うことが多かった非規範的な現象に対して、国家言語文字工作委員会の機関誌である『語文建設』は、知名作家の作品をふくめて、このような現象に警鐘を

鳴らし、文学言語も規範的であるべきことをのべた論述を連載した。

言語文字にかかわる政策の制定と実施には広範囲にわたる社会的な基盤が必要であるし社会のいろいろな方面の意見を聞きいれ、実践のなかでチェックと手直しをしなくてはならない。たとえば、漢字の簡化について研究を開始してから『漢字簡化方案』の発布や『簡化字総表』の編集にいたるまでのあいだには、何回もの修正と意見聴取、試用がおこなわれている。1986年に『簡化字総表』をあらたに発表するにあたっては、“疊、覆、像、囉、瞭、餘、讎”など七字に調整を加えている。また、『第二次漢字簡化方案（草案）』の廃止は社会的な効果が良くなかったことによるものであるが、使用停止を決める前にはやはり多くの研究と議論をおこない、意見をはばひろく求めている。

さて、将来の言語文字政策について、国家言語文字工作委員会は『国の言語文字政策についての十年計画と「第八次五ヶ年計画」の大要』を制定し、今世紀末までの言語文字政策のおもな目標を定めている。今後の主たる任務とは、宣伝、管理、立法化を強化し、いずれは関連する法律に言語文字の規範化と標準化についての条文を書きくわえることと、言語文字に関する基本法を制定することである。

（注）注音字母は1913年に読音統一会により制定され、1918年北洋政府の公布以来、『漢語ピンイン方案』の公布にいたるまでずっと使われつづけていた。『漢語ピンイン方案』のなかでは、今なお音表記に用いられている。

国語ローマ字とは「国語ローマ字表音法式」で、1926年に国語統一準備会の制定発表のち1928年に国民党政府から公布された。

ウェード式ローマ字綴りとは、イギリス人トマス・ウェード（Thomas Francis Wade）が1867年に編んだテキスト『語言自

選集』に用いたもので、のちに主として中国の人名や地名を綴るのに用いられることとなつた。

主要参考文献

- 『新時期的語言文字工作』語文出版社、1987年3月
- 『語言文字規範手冊（増訂本）』語文出版社、1991年1月
- 『推廣普通話文件匯編』文字改革出版社、1985年9月
- 『語文建設』1986年第一期～1993年第八期